日田市議会基本条例 逐条解説

目 次

前	文				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第	1	章	j	総	則																							
	第	1	条	(目	的)				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	第	2	条	(基	本	理	念)				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
第	2	章	Ī	議	会	及	び	議	員	の	活	動	原	則														
	第	3	条	(議	会	0	活	動	原	則)				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	第	4	条	(議	員	0)	活	動	原	則)				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	第	5	条	(会	派)				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	第	6	条	(危	機	管	理	対	応)				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
		章																										
		7		_					_				^	0	情	報	提	供)				•	•	•	•		7
第		章																										
		8										0)	基	本	原	則)				•	•	•	•	•	•		9
		9													•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
		10											3 F	ナる	S Ē	兑 り	月)					•	•	•	•	•		0
Luku		11															•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	O
第		章												灰													-	-
		12												→ \				•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
		13											亡ヲ	き)					•	•	•	•	•	•	•	•	1	
<u>₩</u>		14							킨 /	ノド	学 旦	良 丿					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
舟		章							玉片	¥ a	5 E	5 A	11.														1	9
쎀		15 章							赴 卢	≟	ノル	八 只	.11 /					•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	J
牞		平 16							计 建	事)																	1	1
笙		章										身	分	刄	7 K	待	温										1	7
717		1 7								<u>-</u> -	`	>1	JJ	•	•												1	5
		18																									1	
		19																										6
第		章								事	務	局	の	体	制	整	備											
-1.		20																									1	7
	第	21	条	Ę	(諄	轰員	負石	开作	冬 0	つ ヺ	七多	匡)								•							1	7
	第	22	条	Ę	(諄	髪 会	会 [2	左幸	艮 0	つ ヺ	乞多	톤)							•		•				•		1	7
	第	23	条	Ę	(諄	髪 会	<u></u>	耳彩	务局	引 0	つを	本 #	削弱	負付	匕)					•	•	•	•	•	•	•	1	8
	第	24	条	Ę	(諄	髪 会		図 書	事	置)					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
第	1 (9 章	î,	最	髙	規	範	性	ح	見	直	し	手	続														
	第	25	条	Ē	(揖	是 声	新夫	見暈	包化	生)					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	第	26	条	=	(見	包匪	重し	_	戶糸	売)					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
附	則				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	1	9

前 文

地方議会は、二元代表制の下に、首長その他の執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を十分に発揮して、住民福祉の向上はもとより、地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

平成 12 年 4 月施行のいわゆる地方分権一括法により、地方分権社会への転換が進められ、地方自治体は、自己責任と主体性をもって、地域のことは地域で決める自己決定権が大幅に拡大した。また近年、住民ニーズに対する行政課題は、多様で複雑化してきている。そこで、行政運営や事務の執行に関する審議権、議決権、調査権等を担う地方議会に求められる役割と責務は、一層増大することとなった。

そのため、日田市議会(以下「議会」という。)としては、公正・公平・透明な議会運営、市民参加の促進、議員相互の自由闊達な議論等の強化に努め、市政に対する監視や評価、政策立案又は政策提言等をより積極的に行うなど、市民の信頼と負託に応えられるよう、その機能を最大限に発揮しなければならない。さらに、自らの改革と議会運営の充実強化に継続して取り組むことにより、常に市民とともに歩む議会とする必要がある。

よってここに、議会及び議員が果たさなければならない役割等の基本的事項を定め、その使命の達成に向けて全力で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

【解説】

地方議会は二元代表制の一翼を担うものであり、首長と議会は共に市民を代表するものです。首長が執行機関であるのに対し、議会は議決機関といわれ、議案等の審議や市政が適正に執行されているか監視を行っています。議会と首長等は、対等の立場において緊張関係を保持しつつ、互いを尊重し、議論し合いながら市政を適正に運営し、住民福祉の向上を目指しています。

平成12年に、国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的に地方分権一括法が施行されました。これにより、多くの権限が市に委譲され、自己決定権が大幅に拡大しました。また、近年の行政課題の多様化、複雑化もあいまって、議会の担うべき役割と責任は

一層増大することとなりました。

そのため、議会は、公正・公平・透明な議会運営を行い、市政及び議会への市民の積極的な参加を促すとともに、政策形成機能の向上を図り、議員相互の自由な討議を基本に施策を決定し、市政に対し政策立案又は政策提言を行っていくなど、市民の信頼と負託に応えられるよう努めなければなりません。

さらに、議会改革及び活性化に継続して取り組むことにより、常に市民 の意思を市政に反映していく代表機関として、市民とともに歩む議会とす る必要があります。

よって、議会の役割と責任等基本的事項を定め、その使命達成に向けて全力で取り組むことを決意し、全会一致の下、本条例を制定するものです。

【用語】

- ※「二元代表制」とは、地方自治体において、首長と議員のそれぞれを地域住民が共に直接選挙で選ぶ制度のこと。
- ※「執行機関」とは、地方自治法で地方公共団体に置くこととされている、自らの判断と責任において市政を執行する機関のことであり、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会などがこれに当たる。
- ※「地方自治の本旨」とは、憲法第92条に規定される地方自治の本来の在り方のことであり、住民自治と団体自治の2つの要素からなる。住民自治とは、住民の意思と責任に基づいて行政を行うという原則のことであり、団体自治とは、地方自治体が自らの権限と責任において、地域の行政を処理するという原則のこと。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会が担うべき使命を 果たすために必要な基本的事項を定め、議会及び議員の責務を明確化 することにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と市政の 発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、地方の行政は住民自らの意思と責任で地方公共団体において処理するという地方自治の本旨に基づき、議会と議員の活動原則や議会運営に関する基本的事項を定め、それに従って議会が活動し、その役割や責務を果たすことにより、市民福祉の向上と市政の発展を目指すことを目的としています。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、市政の最高意思決定機関として、その自覚と責任を持ち、住民自治及び団体自治の進展を図り、真の地方 自治の実現に全力で取り組むものとする。

【解説】

地方自治体において、市長は執行機関の長であり、議会は市政の最終的な意思決定を行う機関です。そのため、議会の構成員である議員それぞれが、その自覚と責任を持って行動し、地方自治の本旨である住民自治と団体自治の確立に向けて全力で取り組むという、議会としての基本的な姿勢、考え方を示しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第3条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。
 - (1)公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
 - (2)市民に対し、議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。
 - (3)市民の意思を市政及び議会活動に反映させるよう努めること。
 - (4)市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政運営を監視すること。
- (5) 市政に関する政策立案又は政策提言等に積極的に取り組むこと。

【解説】

議会の活動について、5つの基本原則を明確に定めています。

- (1)議会は、常に公正、透明、信頼のおける議会運営を心掛け、市民に親しみを持たれる、分かりやすい議会運営に努めます。
- (2)議会は、市民への説明責任を果たすため、議会活動の状況等を多様な媒体を活用することにより、市民に積極的に公開、発信していきます。
- (3)議会は、あらゆる機会を通じて、市民の多様な意見を把握することに努め、市政や議会活動に反映していきます。
- (4)議会は、市長等が市政を適切に運営しているかを常に監視します。
- (5)議会は、よりよい市政が行われるよう、市長等に対して政策立案や政策提言を積極的に行います。

(議員の活動原則)

- 第4条 議員は、市民の代表者として、次の各号に掲げる原則に基づき 活動を行うものとする。
 - (1)議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
 - (2) 市政に関する市民の意見を的確に把握するよう努めること。
 - (3)議会の構成員として、市民福祉の向上を目指し活動すること。
 - (4)自己の議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。
 - (5)自己の資質を高めて、市民の代表者としてふさわしい活動をすること。

【解説】

市民の代表者である議員について、市民全体の利益につながる活動を行うよう4つの基本原則を明確に定めています。

- (1)議会は言論の場であり、十分な議論を経て、最終的な結論を出していくことが基本原則です。そのため、議員は、常に議員相互の自由な討議を尽くした上で、意思決定を行っていくよう努めます。
- (2)議員は市民の代表者であることを認識し、市政全般に関して市民の多様な意見を的確に把握するよう努めます。
- (3)議員は、この条例の目的である市民福祉の向上を常に考え、自己の議員活動を行っていきます。
- (4) 議員は、様々な機会を通じ、自己の議会活動を市民に報告、説明していきます。
- (5)議員は、研修や調査研究を行うなど常に自己研鑽に励み、活動していきます。

(会派)

- 第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案又は政策提言等のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

【解説】

1 会派は、政策立案や政策提言及び議案等の意思決定を行っていく上

- で、有効な機能を果たします。そのため、本市議会では、2人以上の 議員により会派の結成ができるよう取決めを行っています。
- 2 合議体である議会において、自己の政策等を実現していくためには、 多くの議員の賛同が必要となります。このため、会派では、政策目標 が一致するよう、必要に応じて会派間での協議を行い、政策等の実現 に努め、ひいては円滑な議会運営を図るものです。

(危機管理対応)

第6条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命及び財産等を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長等と連携の下、的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めなければならない。

【解説】

近年、東日本大震災を始めとして、全国各地で未曾有の大災害が発生しています。本市においても、平成24年7月の豪雨災害により甚大な被害を受けたところであり、議会としても、このような大規模災害等に備え、市民生活の安全を確保するための体制整備が必要となるところです。そのため、議会では、大規模災害等緊急の事態が発生した場合、市長等と連携の下、迅速かつ的確に対応するための体制を整備します。 ※詳細は運用基準に規定

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民への情報提供)

- 第7条 議会は、市民参加を促すため、議会活動に関する情報について、 日田市情報公開条例(平成12年条例第3号)との整合性を図りつつ、 市民に積極的に公開して透明性を高め、市民に対する説明責任を十分 に果たすものとする。
- 2 議会は、本会議のほか全ての会議を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、議案に対する議員の賛否及び議決内容について、定期的に 公開するものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情の審議及び調査に当たっては、原則として、 当該請願及び陳情の提出者が意見を述べる機会を保障するものとす る。
- 5 議会は、市民の意見及び知見を審議及び審査に反映させるため、公 聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。
- 6 議会は、議会活動に関して多様な媒体を用いて市民に分かりやすく 情報提供を行うものとする。
- 7 議会は、議会活動について市民に対し報告等を行う場を設け、積極的な情報提供に努め、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるも

【解説】

1 議会は、議会運営の状況や議論の経過、結果などの情報を、積極的 に市民に提供し、共有することで、市民参加を促し、市民に対する説 明責任を果たします。

※詳細は運用基準に規定

- 2 議会は、本会議を始め、常任委員会、特別委員会、全員協議会、会派代表者会等について、これまで議長及び委員長の許可を得て傍聴することが可能でしたが、今後は原則公開とします。
- 3 議会は、本会議における各議員の議案に対する賛否の状況と議決及び討論等の審議内容については、市議会だよりで定期的に公表します。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策に対する貴重な提案として 受け止め、提出者が直接説明を行うことができる機会を、原則として 保障します。※詳細は運用基準に規定
- 5 議会は、議案等の審議及び審査において、必要に応じて公聴会や参

- 考人制度を活用し、広く市民の意見を聞き、議論を深める議会運営に 努めます。
- 6 議会は、議会報やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、議会活動に関する情報を市民に積極的に提供していきます。
- 7 議会は、議案等の審議の経過及び結果について、議員が直接地域に 出向き、市民に対し報告や意見交換を行う議会報告会を開催します。 ※詳細は運用基準に規定

【用語】

- ※「請願」とは、地域の身近な問題や市政に関すること等について、市 民が議会に要望を行える制度のことをいう。請願は、憲法により定め られた国民の権利であり、地方自治法の規定により、提出に当たって は議員の紹介が必要となる。
- ※「陳情」とは、請願と同様に市民が議会に要望を行える制度であるが、 法律上の根拠がなく、議員の紹介は必要としない。
- ※「公聴会」とは、議案の審議等を行う場合の参考とするため、広く利 害関係者又は学識経験者等の意見を聴くことができる制度のことをい う。また、「参考人」とは、議会の本会議又は委員会が調査又は審議等 のため必要があると認めるときに出席を求め、これに出席して意見を 述べる者のことをいう。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

- 第8条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務執行の監視 及び評価を行うとともに、政策立案又は政策提言等を通じて、市政の 発展に努めなければならない。
- 2 本会議における質疑及び質問は、論点を明確化するため、一問一答 方式により行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、本会議 又は委員会において、論点及び争点を明確にし、議論を深める目的で、 議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

【解説】

- 1 議会は、市長等が市政執行を適切に行っているかを監視する機関であり、常に市長等と緊張ある関係を保持しながら、その成果等について評価を行っています。また、政策立案や政策提言等を積極的に行うことにより、市政の発展に寄与しようとするものです。
- 2 本会議における一般質問は、論点を明確にするため、一括質問、一括答弁の後、再質問からは議席で一問一答方式で行います。また、議案質疑についても、議席から1項目ずつ一問一答方式により行います。 ※詳細は運用基準に規定
- 3 現在の議会では、市長等から議員へ質問を行う規定がないため、議論が不明確になることが考えられます。そのため、議会と市長等が論点や争点を明確にし、互いが活発に議論できるよう市長等の反問を許可できるようにします。なお、反問の範囲は、議員の質問や質疑に対する趣旨確認のみにとどまらず、議員の考え方や対案の提示を求めることもできるものです。

※詳細は運用基準に規定

(政策等の説明)

第9条 議会は、市長から市民生活に重大な影響を与える政策、計画、 施策、事業等を含む議案が提案されたときは、論点を明確にするため、 必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。

【解説】

議会は、市長等が提案した政策等を審議する場合、論点や争点を明確にし、深く掘り下げて議論ができるよう、政策等を提案する背景や経緯、 財源措置、将来負担等について、市長等に情報提供を含め、適切な説明 や資料の提出を求めるものです。

(予算及び決算における説明)

第 10 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、施 策又は事業ごとに分かりやすい説明を求めるものとする。この場合に おいて、必要に応じて関連資料の提示を求めることができる。

【解説】

本市議会では、予算は常任委員会に、決算は特別委員会に付託し、審査を行っていますが、審議及び審査を行うに当たっては、市長に対し分かりやすい説明と関連資料の提示を求めることができるものです。

(議会の議決事件)

第 11 条 議会は、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件として別に条例で定める。

【解説】

議会は意思決定機関として市長等が提案する案件に対し、可否を表明する議決権を有しています。地方自治法第96条第1項には、必ず議会で決定しなければならない議決事項として15項目が挙げられています。また、第96条第2項には、それら以外の重要な事項は別に条例で追加できることとなっています。

そのため、本市では、「日田市議会の議決すべき事件を定める条例」を 定め、議決事項として、(1)日田市立小学校の統合に関すること (2)日田 市立中学校の統合に関すること を追加しています。今後も、議会の意思 を反映させるべき事件が生じた場合は、新たに議決事件に追加していく ものです。

第5章 議員間討議及び政策形成

(議員相互間の討議)

- 第 12 条 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員相互の自由 な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。
- 2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう に本会議のほか全ての会議を運営しなければならない。

【解説】

- 1 議会は、議題になった案件について議論を行い、最終的に議会の意思として賛否を決定していく合議制の機関です。そのため、賛否が大きく分かれるような議案等については、議員間での議論を十分に行い、合意形成を図っていきます。
- 2 本会議や委員会、全員協議会等において、議員間で自由な議論が行 われるよう、議長及び委員長は円滑な議会運営に努めなければならな いものです。

(政策形成機能の充実)

- 第 13 条 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策立案又は政策提言等政策形成に努めるものとする。
- 2 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、 議会に政策研究に関する機関を置くことができる。
- 3 議会は、政策研究に関する機関の充実強化を積極的に図るものとする。

【解説】

- 1 議会は、政策に関して議員相互の自由な討議を行った上で意見集約 を図り、政策の立案や提言を行っていきます。
- 2 前項の政策形成機能を充実させるため、議会内に政策研究会を設置 します。

※詳細は運用基準に規定

3 議会は、政策研究会の活動が活発に行われるよう努めます。

(議会意見の尊重)

第 14 条 市長等は、予算及び政策の策定過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するものとする。

【解説】

政策研究会等で集約された議会からの政策立案及び政策提言について、 市長等は予算及び政策の策定過程で最大限尊重しなければならないこと を定めています。

第6章 委員会運営

(委員会運営の原則)

- 第15条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、専門性を生かして公平な運営を行い、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会に関しては、別に条例で定める。

【解説】

- 1 委員会の活動は、専門性を生かして公平に運営されなければならず、 閉会中においても必要に応じて開催し、行政課題に柔軟に対応していき ます。また、議案等の審査においては、透明性を確保し、市民への説明 責任を果たすとともに、分かりやすい議論を行っていきます。
- 2 委員会については、「日田市議会委員会条例 (昭和33年条例第2号)」 で別に定めます。

【用語】

- ※「常任委員会」とは、一定の部門の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査を行わせるため、条例で定め、常設する委員会のことをいう。本市議会では、総務環境委員会、教育福祉委員会、産業建設委員会の3つの委員会を設置している。
- ※「議会運営委員会」とは、円滑な議会の運営を期すため、議会運営全般 について協議し、意見調整を図る場として設置された委員会のことをい う。
- ※「特別委員会」とは、特定事件を審査するために設置された委員会のことをいう。本市議会では、平成27年5月8日現在、水資源対策特別委員会、議会改革特別委員会の2つの委員会を設置している。

第7章 政務活動費

(政務活動費)

- 第 16 条 政務活動費は、議員による政策研究等に資するため、議員個人に対して交付するものとする。
- 2 議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。
- 3 議員は、公正性、透明性等の観点から、政務活動費に係る収支報告 を市議会ホームページ等で公開しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定める。

【解説】

- 1 政務活動費は、二元代表制の下、議員がその責務を十分に果たせる よう、政策研究等の経費に充てるため、本市議会においては、議員個 人に対し交付しています。
- 2 議員は、政務活動費を別に定める使途基準に従い、有効に活用しな ければならないものです。
- 3 議員は、自己の政務活動費の収支報告を、市議会ホームページで公開します。
- 4 政務活動費については、「日田市議会政務活動費の交付に関する条例 (平成13年条例第2号)」「日田市議会政務活動費の交付に関する条例 施行規則(平成13年規則第26号)」及び「日田市議会政務活動費別表 (第4条第2項)補足資料」で別に定めます。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

- 第17条 議員は、市政が市民の負託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努め、常に良心に従い、 誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に条例で 定める。

【解説】

- 1 議員は議会活動以外にも様々な議員活動を行っていますが、その活動 全般について誠実かつ公正を確保し、市民が議会に対し不信を抱くこと のないよう行動しなければなりません。
- 2 議員の政治倫理については、「日田市議会議員政治倫理条例 (平成10 年条例第30号)」で別に定めます。

(議員定数)

- 第 18 条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。
- 2 議会は、定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及びその適切 な反映に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、議員の定数は、別に条例で定める。

【解説】

- 1 議会を構成する議員の定数については、平成23年の地方自治法の一部 改正により、人口段階別の上限数に係る制限が廃止され、地方自治体の 条例で自由に定数を定めることができるようになりました。議員定数は、 行政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の意見等が市政に十 分反映できるような議会の体制が図られるよう多方面から検討を行い、 定めなければならないものです。
- 2 議員定数を改定するに当たっては、常に市民の意見を聴取するよう努めなければならないものです。
- 3 議員定数については、「日田市議会議員定数条例(平成14年条例第25

号)」で別に定めます。

(議員報酬)

- 第 19 条 議員報酬は、経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主に定められなければならない。
- 2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、市民の意見 の聴取及びその適切な反映に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、議員報酬は、別に条例で定める。

【解説】

- 1 議員報酬については、経済情勢や市の財政状況等を考慮して定めることはもちろんのこと、市政の監視、調査、政策形成機能等議員の活動内容は多岐にわたることから、議員の活動状況を反映し定めなければならないものです。
- 2 議員提案によって議員報酬を改定する場合、常に市民の意見を聴取するよう努めなければならないものです。
- 3 議員報酬については、「日田市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及 び期末手当に関する条例(昭和31年条例第166号)」で別に定めます。

第9章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会改革の継続的な取組)

第 20 条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市 政の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議 会改革に継続的に取り組むものとする。

【解説】

本市議会では、これまで、行政改革研究会や議会改革検討委員会、議会改革特別委員会を設置し、議員定数の削減や行政視察の見直し、各種情報公開と議会報告会の開催など、市民に開かれた議会を目指し、議会の更なる活性化に努めてきました。今後も、必要に応じて委員会等を設置し、継続的に議会改革に取り組むものです。

(議員研修の充実)

第 21 条 議会は、議員の政策立案又は政策提言等に係る能力の向上を 図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議会は、議案の審議はもちろんのこと、政策立案又は政策提言等を行い、 議会としての政策形成能力の向上を図るため、議員研修に積極的に取り組 むものです。議員研修は、議会の主催によるもののほか、大分県市議会議 長会等が開催する各種研修会へも積極的に参加を行うものです。

(議会広報の充実)

第 22 条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民 が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

議会報や市議会ホームページ、市議会会議録、ケーブルテレビ等を活用して、議会の情報を積極的に発信していくことにより、多くの市民が議会と市政に高い関心を持つよう広報活動に努めるものです。

(議会事務局の体制強化)

第 23 条 議会は、議会の政策立案又は政策提言等を補助する組織として、議会事務局の体制強化に努めなければならない。

【解説】

議会の政策形成能力の向上や議会活動を円滑に、かつ、効率的に進めるためには、その活動を補佐する議会事務局の役割も大きくなっています。そのため、議会事務局も、調査や政策法務等の機能の充実を図り、体制を強化することが必要となるものです。

(議会図書室)

第 24 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室 を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め るものとする。

【解説】

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定に基づき設置するものであり、議員の調査研究を支援し、政策形成能力を向上させるため、適正な管理・運営を行うとともに、より効果的な活用を図っていきます。

なお、議会図書室には、地方自治法第100条第17項及び第18項に規定する刊行物のほか、日田市及び日田市議会刊行物、地方自治行政に関する刊行物並びに一般図書等を収集保管するものです。

第10章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

- 第25条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、 規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この 条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければ ならない。
- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、この条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】

- 1 この条例は、議会における最も基本的な事項についての取決めを行ったものであり、議会に関する条例、規則等を制定、改廃する場合は、この条例の趣旨を損うことのないよう整合を図らなければなりません。
- 2 議会は、議員に条例の理念を浸透させるため、一般選挙後の早い時期に本条例に関する研修を実施するものです。

(見直し手続)

第 26 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、 必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

【解説】

議会は、常に社会・経済情勢や市民福祉の向上、市政の発展に影響する要因など、様々な観点から議会運営の内容について評価と検証を実施し、必要があれば適宜改正を行うものです。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。